

厚木市

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

年次報告書（令和元年度版）

令和3年3月

厚 木 市

※温室効果ガスの排出量推計は、2014～2017年度（平成26～29年度）で行い、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の年次報告は2019年（令和元年度）で行うこととします。

※排出量の算定は、「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き」及び「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き（別表1）温室効果ガス排出量の現況推計・将来推計および削減目標設定に関する資料集」（平成26年2月環境省）の現況推計手法に準じた独自の算定システムを構築し算定しました。

※掲載している値に誤りが認められた場合には最新の修正値を使用します。ただし、比較などのため修正値を使用しない場合があります。

目 次

I 厚木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について ……1

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象地域
- 4 対象とする温室効果ガス
- 5 計画の期間
- 6 計画の基準年度
- 7 目標年次及び削減目標

II 厚木市の2014～2017年度の温室効果ガス排出量推計値について ……3

- 1 温室効果ガスの排出状況
- 2 部門別二酸化炭素(CO₂)の排出状況

III 厚木市の2019年度の実行状況 ……6

- 1 温暖化実行計画の施策
- 2 2019年度(令和元年度)の実行状況

I 厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

1 計画の目的

本計画は、人類共通の重要課題である地球温暖化防止に向けて地域から貢献し、また、「厚木市環境基本計画」の目指す望ましい環境像「みんなでつくる、自然環境と共生する元気なまち」の実現に寄与するために、より地域の特性に応じた効果的な地球温暖化対策を示すことを目的としています。

2 計画の位置付け

本計画は、2008年（平成20年）6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、都道府県並びに指定都市、中核市及び施行時特例市に策定が義務付けられた「地域全体の自然的・社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画」、すなわち「地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」に相当します。

3 計画の対象範囲

本計画は、市域の市民生活や事業活動において排出される温室効果ガスの削減に関する全ての事項を対象とします。

4 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法において掲げられている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）など7種類のガスで、本計画ではこれらを対象とします。

ただし、パーフルオロカーボン類は一般に製品の製造時に使用されるものであり、一般統計及び公表資料からの排出量の把握が困難であるため、対象から除外することとします。

5 計画の期間

本計画は、2017年度（平成29年度）から2030年度（令和12年度）までを計画の期間とします。ただし、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会的情勢等を踏まえて、適宜見直しを検討することとします。

6 計画の基準年度

計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画と整合性を持たせるため、2013年（平成25年）としています。

7 目標年次及び削減目標

計画の温室効果ガスの削減目標は、中期目標として2030年度（令和12年度）までに、基準年の2013年度（平成25年度）比で27%削減すること、長期目標として2050年度（令和32年度）までに、80%削減することを目標としています。

ただし、本削減目標は、国や県で実施する地球温暖化対策の効果を全て見込んだものです（京都メカニズムクレジットなどを含む）。国や県の目標値や施策が変更された場合には、本計画の目標値も見直します。

II 厚木市の2014～2017年度の温室効果ガス排出量推計値について

1 温室効果ガスの排出状況

〇2017年度（平成29年度）の市内の温室効果ガス排出量は、1526.0千トン（二酸化炭素換算。以下同じ）です。前年度（2016年度）に比べ約32千トン減少しました。

表. 温室効果ガスの種類別排出量の推移

排出量単位：千t-CO₂

温室効果ガス	基準年度 (2013年度)		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度	
	排出量	排出量比	排出量	排出量比	排出量	排出量比	排出量	排出量比	排出量	排出量比
二酸化炭素 (CO ₂)	1,665.0	95.9%	1,757.8	98.7%	1,692.6	98.7%	1,529.1	98.2%	1,498.3	98.2%
メタン (CH ₄)	4.1	0.2%	5.8	0.3%	5.4	0.3%	5.7	0.4%	5.3	0.3%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	63.4	3.7%	15.6	0.9%	14.4	0.8%	20.3	1.3%	19.9	1.3%
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	3.6	0.2%	2.4	0.1%	2.4	0.1%	2.5	0.2%	2.5	0.2%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
合 計	1,736.1	100.0%	1,781.6	100.0%	1,714.7	100.0%	1,557.5	100.0%	1,526.0	100.0%

※小数点以下の処理の関係で合計値が合わないことがあります。

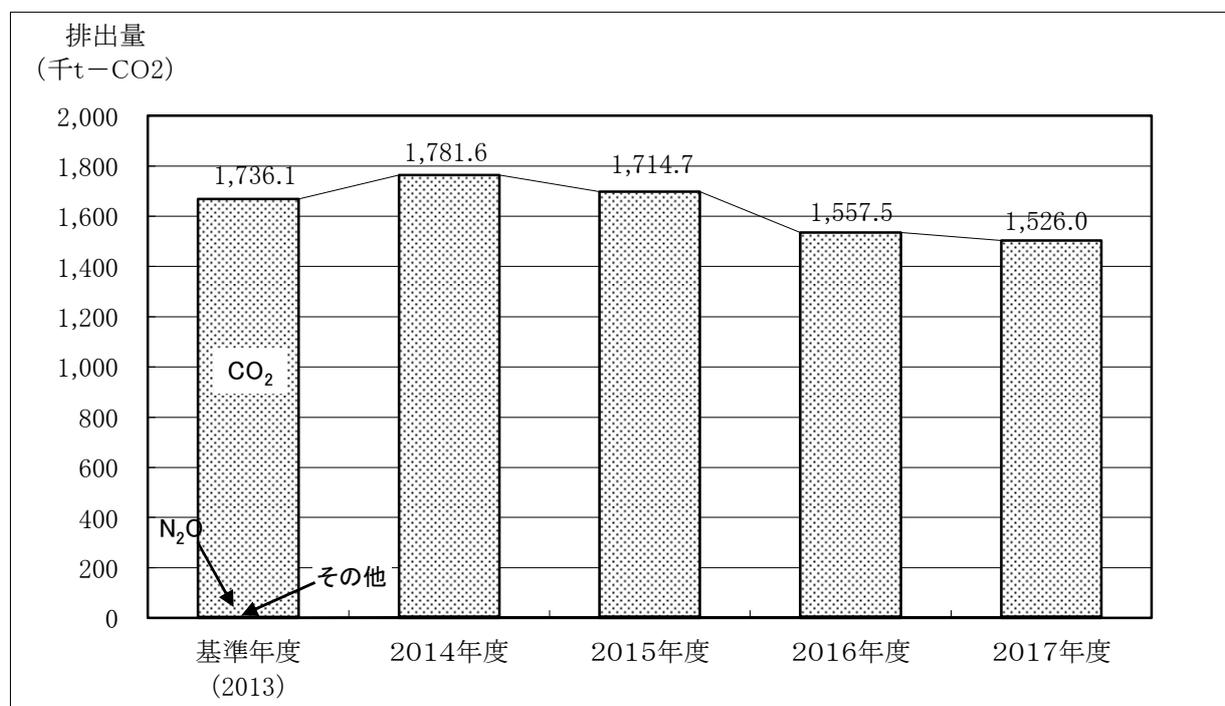


図. 温室効果ガスの種類別排出量の推移

2 部門別二酸化炭素（CO₂）の排出状況

【二酸化炭素（CO₂）の排出状況】

○2017年度の市内の二酸化炭素排出量は、1498.3千トンで、前年度（2016年度）に比べ約31千トン減少しました。

○前年度（2016年度）に比べ、産業部門（非製造・製造業）のCO₂排出量が大きく増加しました。

表. 部門別二酸化炭素（CO₂）の推移

排出量単位：千t-CO₂

部門	基準年度 (2013年度)		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		
	排出量	排出量比	排出量	排出量比	排出量	排出量比	排出量	排出量比	排出量	排出量比	
エネルギー	産業部門（非製造業）	34.6	2.1%	31.1	1.8%	31.5	1.9%	31.7	2.1%	35.5	2.4%
	産業部門（製造業）	500.6	30.1%	518.5	29.5%	475.9	28.1%	339.9	22.2%	384.4	25.7%
	民生家庭部門	343.4	20.6%	400.1	22.8%	378.8	22.4%	304.5	19.9%	268.8	17.9%
	民生業務部門	426.8	25.6%	432.4	24.6%	430.5	25.4%	435.0	28.5%	402.9	26.9%
	運輸部門（自動車）	319.7	19.2%	335.5	19.1%	335.8	19.8%	378.6	24.8%	374.9	25.0%
	運輸部門（鉄道）	6.6	0.4%	6.8	0.4%	6.8	0.4%	6.1	0.4%	5.9	0.4%
	廃棄物分野	33.2	2.0%	33.3	1.9%	33.3	2.0%	33.3	2.2%	25.9	1.7%
合計	1,665.0	100.0%	1,757.8	100.0%	1,692.6	100.0%	1,529.1	100.0%	1,498.3	100.0%	

※小数点以下の処理の関係で合計値が合わないことがあります。

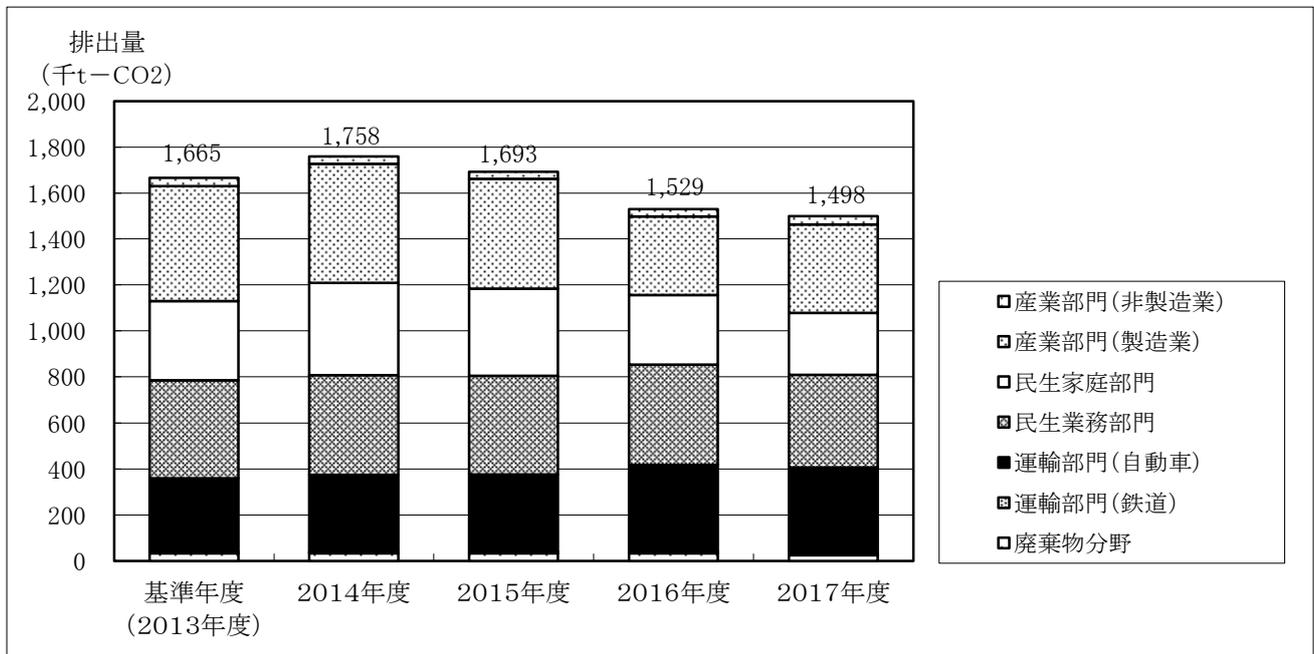
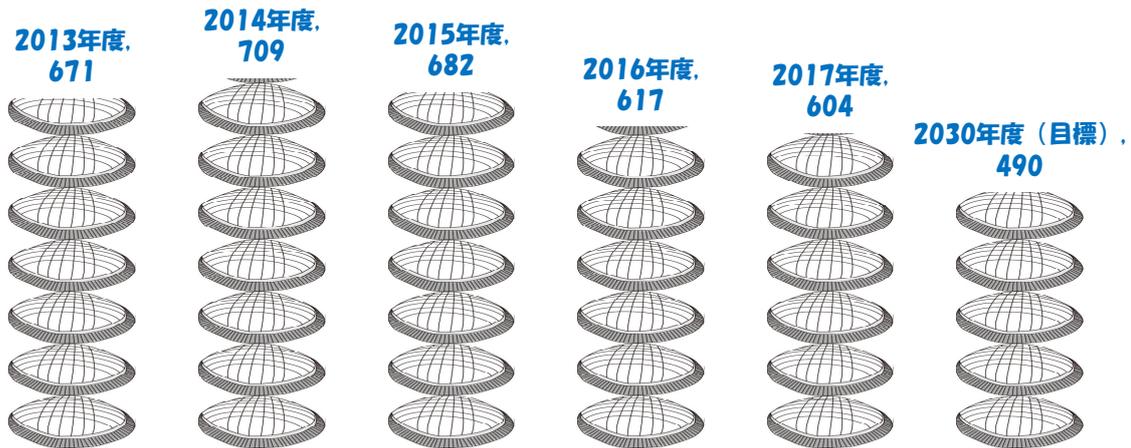


図. 部門別CO₂排出量の推移

◆市全体の排出量は、東京ドームで何個分？

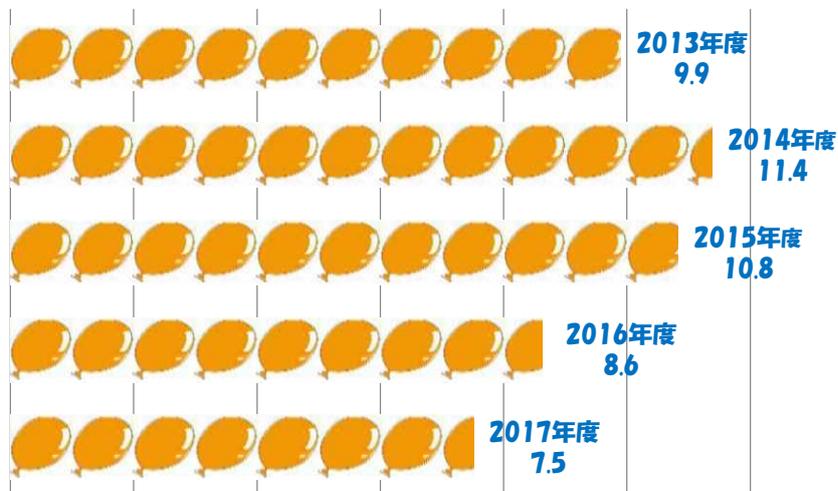
厚木市全体の年間の温室効果ガス排出量をCO₂に換算し、東京ドームで例えると、2017年度は約604個分です。2017年度は2016年度より東京ドーム約13個分減少しました。目標まであと約114個分です。



※1 tのCO₂の体積約500m³、東京ドームの容積約124万m³として試算

◆市民一人当たりの排出量は、風船で何個分？

民生家庭部門のCO₂排出量を考えてみると、2017年度の1世帯の一日あたりのCO₂排出量は7.5kgであり、前年度（2016年度）から1.1kg減少しました。（民生家庭部門排出CO₂÷世帯数÷365日）



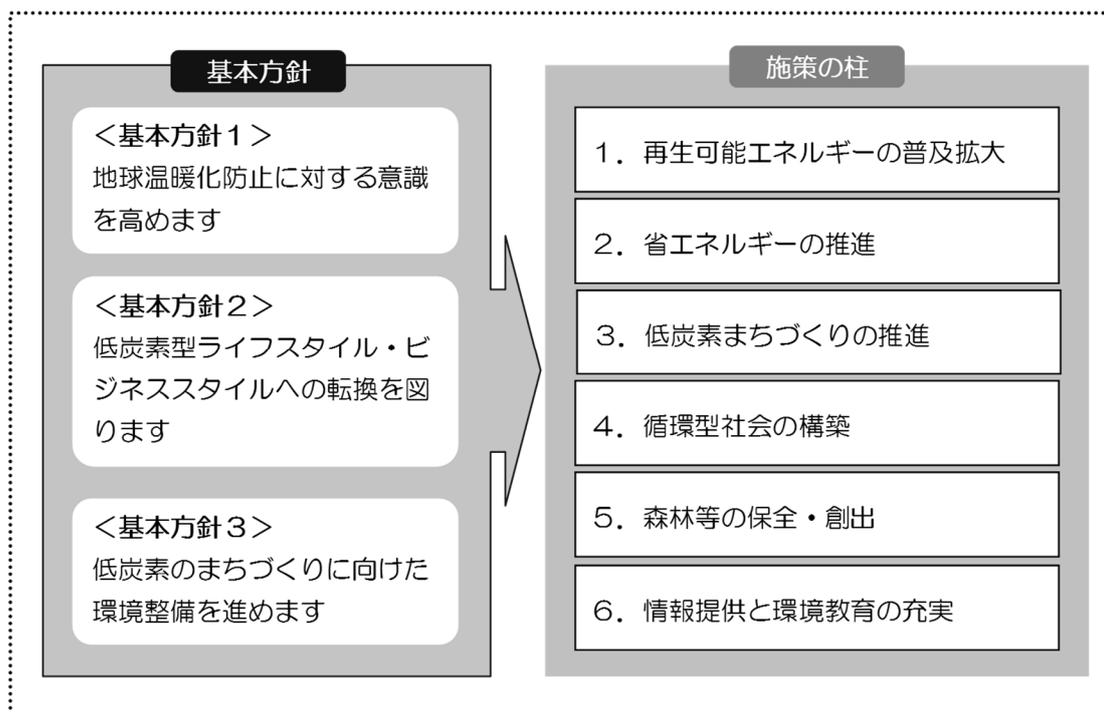
※直径1mの風船の重さを1kgのCO₂として試算

III 厚木市の2019年度の取組状況

1 温暖化実行計画の施策

計画では、3つの基本方針に沿って実施する施策を、大きく6つの柱に分類しています。

また、厚木市の地域特性（自然的条件、社会的条件）等を踏まえて、市として力を入れている取組や、行政が率先的に行うべき取組を『重点取組』として選定しています。

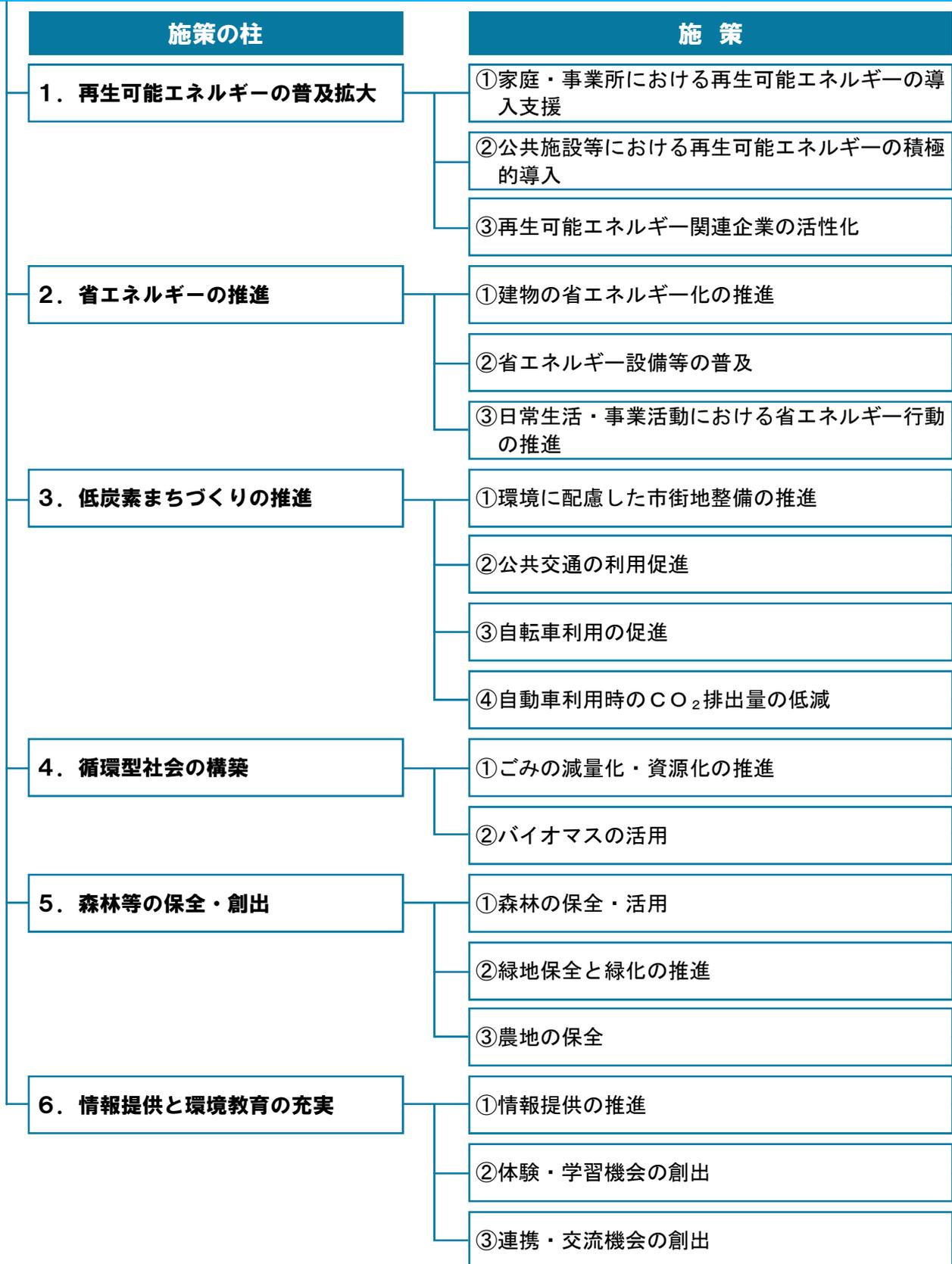


2 2019年度（令和元年度）の取組状況

温暖化対策実行計画の施策に沿って、令和元年度の取組状況を報告します。

■ 施策体系

〈将来像〉みんなで作る、地球環境への負荷が少ない低炭素社会
～あつぎチャレンジecoライフ27の実現を目指して～



- <基本方針1> 地球温暖化防止に対する意識を高めます
- <基本方針2> 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります
- <基本方針3> 低炭素のまちづくりに向けた環境整備を進めます

具体的な取組

○中小規模事業所への再生可能エネルギーの導入支援 ○住宅への太陽エネルギー利用システムの導入支援 ○グリーン電力証書の活用促進

○公共施設への再生可能エネルギーの導入 ○廃食用油回収とBDFの活用

○市内事業者製品の普及促進 ○再生可能エネルギー技術開発の支援

○環境配慮型建築物の普及促進 ○屋上・壁面緑化等の推進 ○公共施設（建物）の省エネルギー化の推進

○省エネ診断の支援 ○高効率機器等の導入促進 ○雨水利用設備の設置促進 ○公共施設（設備）の省エネルギー化の推進 ○J-クレジットの活用

○省エネルギー行動促進ツールの活用 ○地産地消の推進 ○市内中小企業への省エネ行動の促進 ○省エネルギー行動の率先実行

○環境配慮型の市街地整備 ○屋上・壁面緑化等の推進（再掲） ○大規模開発における再生可能エネルギー等導入の促進

○バスの利便性の向上 ○サイクルアンドバスライドの推進 ○鉄道の利便性の向上 ○公共交通の利用を促進する普及啓発の実施

○自転車の利用促進及び徒歩移動の環境整備 ○サイクルアンドバスライドの推進（再掲） ○自転車等駐車場の整備 ○放置自転車対策

○市内の円滑な道路体系づくり ○電気自動車の普及促進 ○電気自動車利用の環境整備 ○電気自動車によるカーシェアリングの検討 ○エコドライブの促進

○ごみ減量化・資源化の推進 ○3R運動の推進 ○事業系ごみ対策の推進 ○ごみの減量化・資源化の公表

○バイオマスプラスチックの普及促進 ○廃食用油回収の拡大 ○せん定枝等の活用

○厚木産木材の活用促進 ○公共施設への厚木産木材活用の推進 ○間伐材等の活用検討 ○森林の維持管理の推進 ○森林整備・管理の人材確保 ○J-クレジットの活用（再掲）

○緑地の保全 ○敷地内緑化等の推進 ○良好な水辺環境の保全と創出 ○緑化意識の高揚

○遊休農地の解消 ○市民農園の拡充 ○市内農業の活性化

○「見える化」の促進 ○地球温暖化防止の取組等の発信 ○自然災害の被害想定への周知 ○熱中症への注意喚起

○環境学習講座の実施 ○エネルギー教育の充実 ○多様な環境教育の推進 ○グリーンフラッグの取得の推進 ○こども環境管理士の取組内容の周知

○連携・交流機会の創出 ○低炭素化社会に向けた産学公連携の推進 ○事業者等による出張環境授業の充実

1. 再生可能エネルギーの普及拡大

① 家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入支援

個別の家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入には、初期投資が必要であるため、引き続き家庭向けの導入促進に向けた支援を行うとともに、事業所向けの支援を推進します。

<主な取組>

○中小規模事業所への再生可能エネルギーの導入支援

中小規模事業者が太陽光・風力発電など再生可能エネルギーを設置する際に、国等の補助制度やESCO事業などの紹介を行います。

また、導入にかかる負担を軽減するために、本市独自の補助制度や税制優遇措置、低金利融資制度などを検討し、実施します。

令和元年度の取組状況

- 再生可能エネルギー機器設置に係る固定資産税については、一定の条件のものについて、市町村の条例で決定できるようにする特例制度があります。
この制度を活用し、法で定める最も負担が低い割合を採用し、再生可能エネルギー導入促進に努めました。

今後の方向性

- 特例期間終了後は、国の動向を踏まえ検討します。

重点 ○住宅への太陽エネルギー利用システムの導入支援

再生可能エネルギーの中でも、特に家庭で導入しやすい太陽エネルギー利用の普及を図るために、住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システム等の導入効果などの情報提供とともに、太陽光発電システムについて国や県の補助制度の紹介、補助金などの支援を行います。

目標 令和2年度:市内設置累計4,800件

令和元年度の取組状況

- 市内設置累計は、3,738件（令和元年度は115件）
市ホームページで補助金の紹介を行いました。

今後の方向性

- 県との連携強化を検討します。

○グリーン電力証書※の活用促進

自らが発電施設を設置できない市内の事業者や団体が、事業活動やイベント等においてグリーン電力を積極的に活用できるように、グリーン電力証書に関する情報提供や購入に関する相談の受付などを行います。また、グリーン電力証書購入実績を市民等に広く紹介し、事業者・団体のイメージアップを図ります。



グリーン電力証書

令和元年度の取組状況

- 市が電力受給契約を結ぶ際に、温室効果ガス等の排出削減に配慮した電力入札を行っており、電力入札の資格を得るためにグリーン電力証書を活用することを認めています。
これにより 130,000kWh 分の証書の提供を受け、市ホームページで PR しました。

今後の方向性

- グリーン電力証書の活用を含め、環境負荷の少ない電力の選択について研究及び周知を図ります。

※グリーン電力証書とは、自然エネルギーにより発電された電気の持つグリーン電力価値（省エネルギー・CO₂排出削減の価値）の購入を希望する需要家が一定のプレミアムを支払うことにより、電気自体とは切り離されたグリーン電力価値を証書等の形で保有し、その事実を広く社会に向けて公表できる仕組みのこと。

② 公共施設等における再生可能エネルギーの積極的導入

公共施設への再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。

<主な取組>

重点 ○公共施設への再生可能エネルギーの導入

公民館や小・中学校などの公共施設の新築・改築において、太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に導入し、中間処理施設の建設に当たっては、高効率発電設備を導入します。また、地中熱の公共施設での活用について導入可能性を検討します。

目標 令和2年度:公共施設の太陽光発電システム累計181kW

令和元年度の取組状況

- 公共施設の太陽光発電システム累計 158.7kW
令和元年度は新たに導入する施設はありませんでしたが、今後更新する施設において太陽光発電を導入する予定であることを確認しました。

今後の方向性

- 施設の大規模更新、新設の際に太陽光発電の導入を検討します。

○廃食用油回収とBDFの活用

家庭から回収した廃食用油は、家畜飼料やBDF（バイオディーゼル燃料）などへリサイクルしています。また、今後は様々な主体（行政、市民、事業者等）が連携し、回収量・精製量を増やし、地域で再生可能なエネルギーとして活用できるよう考えていきます。

令和元年度の取組状況

- 廃食用油の適正排出、資源化について、ホームページ、ガイドブックの改訂等により周知啓発しました。なお、BDFの活用については、費用等の面を考慮し、中止しました。

今後の方向性

- 今後も、廃食用油の資源化について周知します。

③ 再生可能エネルギー関連企業の活性化

自然的特性を活かした再生可能エネルギーの導入技術の開発や実用化など、将来的な研究に対する支援も視野に入れて、再生可能エネルギーの普及による関連企業の活性化を図ります。

<主な取組>

○市内事業者製品の普及促進

市内事業者が、製造・販売する太陽光発電システムを始めとする再生可能エネルギー関連製品の優先的・積極的な購入を促すために、市民や市内事業者に対する製品のPR機会の創出を行います。

令和元年度の取組状況

- ・市内の中小企業が、見本市や展示会などに出展した際の費用の一部を補助しました。
○見本市等出展事業補助金 42件（6,841千円）

今後の方向性

- ・再生可能エネルギー関連製品の購入を促すために、中小企業の販路拡大マーケティングの支援を継続します。

○再生可能エネルギー技術開発の支援

再生可能エネルギー技術開発を担う事業を活性化するために、再生可能エネルギー活用設備関連の製造所・研究所を戦略産業（地域経済への波及効果が大きく、市民の雇用機会の拡大や本市の産業の活性化のため重点的に誘致を図る産業分野のこと）に位置付け、積極的に企業誘致を行います。

令和元年度の取組状況

- ・戦略産業を中心とした製造業及び研究所の誘致をするため、本市に関心がある企業2,000社に対して優遇措置を紹介するとともに、積極的な企業訪問等を実施しました。

今後の方向性

- ・再生可能エネルギー活用設備関連の製造所・研究所を含め、積極的に企業誘致を行います。

2. 省エネルギーの推進

① 建物の省エネルギー化の推進

家庭及び事業所での省エネルギーを促進するために、日常生活や事業活動の拠点である建物（住宅・事業所）自体の高気密・高断熱化を図るとともに、省エネルギー型の設備・機器の導入を促進します。

また、市の公共施設においても、建物の省エネルギー化や省エネルギー型の設備・機器を率先的に導入します。

<主な取組>

○環境配慮型建築物の普及促進

エネルギー効率の良い環境配慮型建築物（住宅・事業所）の認知度を高め、高気密・高断熱など建築物の省エネルギー化を促進するために、CASBEEかながわの評価結果に基づく「建築物環境性能表示」、「環境共生住宅認定制度」、「住宅省エネラベル」など、建築物の環境性能の認定・表示に関する情報提供を行います。

また、既存住宅の断熱改修を推進するため、周知等を行います。



みどりのカーテンの設置

令和元年度の取組状況

- CASBEE についてホームページでの情報提供を継続して行いました。
- また、ゼロエネルギーハウスの補助を実施し、5件の補助実績がありました。
- その他、高断熱、高気密住宅についてイベント等でPRを行いました。

今後の方向性

- 引き続き情報提供に努めます。

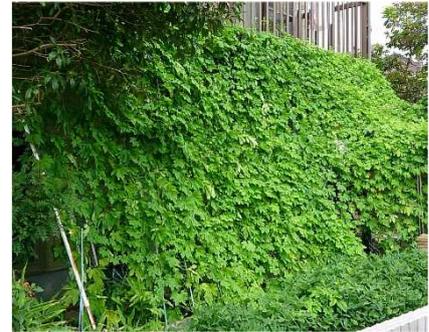
○屋上・壁面緑化等の推進

建築物の遮熱に効果的で、ヒートアイランド対策や空調の省エネルギーにつながる屋上緑化や壁面緑化、緑化ブロックに関する情報提供を行います。

また、家庭や事業所で取り入れやすく、野菜の収穫なども楽しめる、みどりのカーテンを引き続き普及させる取組を行います。

令和元年度の取組状況

- 既存施設における ESCO の検討のほか、先進的な省エネ手法を取り入れた庁舎を視察し、新設の際の研究を進めました。
- 広報・ホームページにて屋上緑化※の長所を市民に周知するとともに、補助金交付申請の募集を行いました。
(補助実績0件)



緑のカーテン(市長賞受賞作品)

今後の方向性

- 引き続き既存施設の省エネ化の検討を行います。
- 広報・ホームページにて引き続き屋上緑化の長所を市民に周知し、補助件数の増加に結びつくよう事業を推進します。

※屋上緑化とは建築物の屋上等に人工地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。

○公共施設(建物)の省エネルギー化の推進

公共施設(建物)の省エネルギー化を図るために、新築・改築時の高気密・高断熱化を推進するとともに、改修時においても遮熱塗料やエコガラスの導入などを検討します。

また、屋上緑化・壁面緑化・緑化ブロック等の活用、みどりのカーテンの設置などを推進します。さらに、建物の省エネルギー化による効果(CO₂削減効果等)を広く情報提供します。

令和元年度の取組状況

- 既存施設における ESCO の検討のほか、先進的な省エネ手法を取り入れた庁舎を視察し、新設の際の研究を進めました。

今後の方向性

- 引き続き既存施設の省エネ化の検討を行います。

② 省エネルギー設備等の普及

市の公共施設においても、建物の省エネルギー化や省エネルギー型の設備・機器を率先的に導入します。

<主な取組>

○省エネ診断の支援

中小規模事業者が、省エネルギーによる効果や導入することが有効な省エネルギー設備を把握できるよう、神奈川県や省エネルギーセンターなどによる省エネ診断の情報提供を行い、実施を推奨します。

令和元年度の取組状況

- ・県が実施している中小企業向け省エネ診断のチラシを環境政策課窓口及び産業振興課の窓口で配布しました。

今後の方向性

- ・県の実施している省エネ診断事業を後押ししながら、重複しないよう市独自のアプローチを検討します。



省エネ診断

重点 ○高効率機器等の導入促進

家庭への高効率給湯器（CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器及び家庭用燃料電池コージェネレーションシステム等）の導入促進のために、引き続き助成金を交付するとともに、家電・照明等の高効率機器導入に関する情報提供を行います。

また、蓄電池の普及に努めるとともに、水素エネルギーを活用した機器について研究を進めます。

令和元年度の取組状況

- ・エネファームの補助実績 15 件
- ・蓄電池の補助実績 79 件
- ・主に製造業を営む中小企業が、市内に所有する工場において省エネルギー対策に供する機器を導入した場合に、一定の金額を補助する制度の周知を行いました。

今後の方向性

- ・今後も継続して実施していきます。

○雨水利用設備の設置促進

上水道の利用に伴う水資源と供給エネルギー使用量の削減が図れる雨水貯留槽の設置促進のために、導入に関する情報提供を行います。

令和元年度の取組状況

- ・市ホームページの雨水貯留タンクの紹介記事により、継続して情報提供を行いました。

今後の方向性

- ・公共施設の新設の際に雨水利用設備の設置について検討を行います。

○公共施設（設備）の省エネルギー化の推進

公共施設（設備）の省エネルギー化を図るために、建物や公園、道路等の設備更新時に、省エネルギー型の熱源・空調や動力、照明等を積極的に導入するとともに、省エネルギーにつながる雨水利用設備を率先的に導入します。

また、設備の省エネルギー化による効果（CO₂削減効果等）を広く情報提供します。

令和元年度の取組状況

- ・街路灯 2,796 灯を始め、公園照明など合計で 4,650 灯を LED 化しました。

今後の方向性

- ・引き続き、省エネ設備の導入に努めます。

○J-クレジットの活用

J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。この制度を活用し、厚木市の取組でクレジット化できるものについて検討を進めます。

令和元年度の取組状況

- ・他市で実施している事例などの研究を進めました。

今後の方向性

- ・吸収源対策によるクレジット化について検討を進めます。

③ 日常生活・事業活動における省エネルギー行動の推進

省エネルギーには一人一人の行動や各事業所の活動における配慮の積み重ねが重要であることから、民間団体等とも協力しながら、引き続き情報提供等を行うことにより、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図り、日常生活や事業活動における省エネルギー行動を促進します。

<主な取組>

○省エネルギー行動促進ツールの活用

日常生活や事業活動の中で取り組むことができる省エネルギー行動やその効果を紹介する啓発パンフレットなどを活用し、多くの市民や事業者の省エネルギー行動を促進します。

【家庭部門編の例】

- ・エネルギー使用量の見える化
- ・ごみの発生抑制（リデュース）
- ・地産地消
- ・建物の高断熱化、建物の遮熱（みどりのカーテンなど）
- ・家電の賢い使い方
- ・ガス製品の省エネ化及び省エネ行動
- ・自家用車の省エネ行動

また、神奈川県「マイエコ10宣言」や「環境家計簿」など、省エネルギー行動促進ツールを広く普及していきます。

令和元年度の取組状況

- ・国の補助金を活用し、COOL CHOICE の普及啓発に努めました。

【啓発の概要】

- ポスター、チラシの作成
- 啓発動画の公開
- ラッピングバスの運行、公用車のラッピング
- カーシェア体験、エコドライブ体験の実施
- EV 試乗体験会の実施 等

今後の方向性

- ・引き続き、COOL CHOICE の普及啓発を軸に省エネ行動の促進に努めます。

重点 ○地産地消の推進

市内農業の活性化を図るだけでなく、食の安全の確保や農産物の輸送にかかるCO₂排出量の削減につながる地産地消を推進するために、引き続き、厚木市民朝市や夕焼け市の開催、市民農園の拡充などを行うとともに、地場産農作物の小・中学校給食などへの活用を推進します。

目標 令和2年度：朝市・夕焼け市の2017～2020年度の来場者累計40万人

令和元年度の取組状況

- ・小・中学校給食での地場産農作物の取り入れは、小・中学校で月3回を目標に実施しました。
 - ・市内公立保育所において地場産農作物を取り入れた給食を提供しております。
- (R1実績：米(キヌヒカリ))



市民朝市(地産地消)

今後の方向性

- ・小・中学校給食での地場産農作物の受け入れは、継続して実施します。引き続き、厚木市農業協同組合の協力の下、地場産農作物を取り入れた給食の提供に努めます。
- ・引き続き、厚木市農業協同組合の協力の下、地場産農作物を取り入れた給食の提供に努めます。

○市内中小企業への省エネ行動の促進

市内の事業所における高効率機器の導入などの省エネ行動は、CO₂排出量の削減につながるだけでなく、経費削減になることから、積極的にその効果をPRしていきます。

令和元年度の取組状況

- ・COOL CHOICEの普及啓発の一環として、商工会議所の月例会において、地球温暖化の現状と対策についての講習会を開催しました。
- ・市内事業所に省エネ行動の効果をPRするため、中小企業設備投資促進事業による高効率機器導入促進や電気自動車用充電器等を整備する場合に、一定の金額を補助する制度を設けています。

今後の方向性

- ・ESG投資の現状など、企業が地球温暖化対策に取り組む必要性を訴えていきます。
- ・今後も継続して実施していきます。

○省エネルギー行動の率先実行

地球温暖化対策実行計画に基づき、市の施設における省エネルギー行動を率先的に実行するとともに、計画の進行管理システムのPDC Aサイクルを活用して、市のエネルギー使用量及びCO₂排出量の削減効果等を毎年点検・評価し、結果を公表します。

令和元年度の取組状況

- ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、庁内の省エネに努めました。

今後の方向性

- ・政府の国の事務事業に係る温室効果ガス排出量 40%削減という目標を意識して取り組みます。

3. 低炭素まちづくりの推進

① 環境に配慮した市街地整備の推進

低炭素まちづくり実践ハンドブック（国土交通省）に沿って、市全体の低炭素化を図るために、公共交通活用などの交通対策と組み合わせて集約的な都市構造に誘導するとともに、市街地整備においてエネルギー利用の効率化や未利用・再生可能エネルギーの活用、CO₂吸収源となる緑地の保全と都市緑化を推進します。

<主な取組>

○環境配慮型の市街地整備

都市機能を集積し、魅力的な都市拠点とするための本厚木駅周辺を中心市街地整備などにおいて、再生可能エネルギーの導入促進や緑化の推進など、環境配慮型の市街地整備を推進します。

また、再開発等の機会を捉え、環境に配慮した市街地再開発事業の実施について、施行者（組合）を指導、支援していきます。

令和元年度の取組状況

- ・本厚木駅南口地区市街地再開発事業の実施に伴う施設建築物の本体工事について、事業主体である組合に対し再開発ビルの緑化推進など、環境に配慮した市街地整備について指導しました。

今後の方向性

- ・中町第 2-2 地区の複合施設建設と合わせ、環境に配慮した中町 2-2 地区周辺の整備を推進します。

○屋上・壁面緑化等の推進（再掲）

建築物の遮熱に効果的で、ヒートアイランド対策や空調の省エネルギーにつながる屋上緑化や壁面緑化、緑化ブロックに関する情報提供を行います。

また、家庭や事業所で取り入れやすく、野菜の収穫なども楽しめる、みどりのカーテンを引き続き普及させる取組を行います。

令和元年度の取組状況

- ・広報・ホームページにて屋上緑化の長所を市民に周知するとともに、補助金交付申請の募集を行いました。
（補助実績0件）

今後の方向性

- ・広報・ホームページにて引き続き屋上緑化の長所を市民に周知し、補助件数の増加に結び付くよう事業を推進します。

○大規模開発における再生可能エネルギー等導入の促進

民間の開発に際して、県の条例に該当しない小規模の場合においても開発事業者に対して、地区の特性に合った再生可能エネルギーや高効率設備機器の導入について協力の要請を検討します。

令和元年度の実施状況

- ・市内企業にヒアリングを行い、再生可能エネルギー導入の課題等の情報収集を行いました。

今後の方向性

- ・企業の施設新設や更新時における再生可能エネルギー導入の希望は大きいと考えられるため、情報提供等支援を検討します。

② 公共交通の利用促進

バスや鉄道などの公共交通の利便性を高め、自家用車から公共交通機関への交通手段の転換を促進します。

<主な取組>

重点 ○バスの利便性の向上

人が移動する際に自家用自動車から鉄道、バス等の公共交通機関を利用するようになれば、二酸化炭素の排出量の削減に繋がります。しかし、旅客輸送の交通機能別の分担率の推移を見ると、モータリゼーションの進展に伴い、環境負荷の高い乗用車への依存が進んでいる状況です。こうしたことから、路線バスをこれまで以上に利用しやすい移動手段とするため、利用環境の改善や利便性向上に関する取組を推進します。

具体的には、障がい者や高齢者が乗り降りしやすいノンステップバスの導入や、バス停における待合環境の向上を図るための上屋の設置を推進します。また、バスセンターの機能拡充について検討を進めます。

目標 令和2年度:乗合バスにおけるノンステップバスの導入率70%

令和元年度の取組状況

- ・ノンステップバスの導入については、今年度20台導入。厚木市内の乗合バス全176台中ノンステップバス100台となりました（導入率56.8%）。また、バス停上屋の設置については、新たに2基設置しました。



連節バス(神奈川工科大学前)

今後の方向性

- ・引き続きバス事業者に対し、ノンステップバス導入や上屋及びベンチの設置費用を一部補助し、利用環境の改善や利便性の向上を支援するとともに、市として実施することが可能な公共交通の利用促進等の取組を進めていきます。

重点 ○サイクルアンドバスライドの推進

最寄りのバス停留所まで自転車を利用し、バスに乗り換えて目的地に到達することが容易にできるよう、バス停留所に隣接して駐輪場を設置する「サイクルアンドバスライド」を推進します。

目標 令和2年度:サイクルアンドバスライド自転車駐車場利用率70%

令和元年度の取組状況

- ・サイクルアンドバスライド自転車駐車場の利用率は、43%です。

今後の方向性

- ・主要な路線に係るサイクルアンドバスライド整備については完了したと考えます。
今後は、利用状況等を観察し、整備等検討します。



サイクルアンドバスライド

○鉄道の利便性の向上

広域交通手段である鉄道の利便性を向上させるため、他路線の本厚木駅方面への延伸や小田急線への乗り入れ等の検討を行います。また、鉄道事業者に対して輸送力増強の要請を行います。

令和元年度の取組状況

- ・小田急多摩線の延伸については、小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会において、延伸への検討を行いました。
また、輸送力増強については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者に輸送力の増強を要望しました。

今後の方向性

- ・引き続き輸送力増強や延伸・乗り入れに関する検討を進めていきます。

○公共交通の利用を促進する普及啓発の実施

マイカー利用の抑制方策として、モビリティ・マネジメント※の推進を図ります。

令和元年度の取組状況

- ・日常生活に必要な移動手段を確保することにより、市民の移動に関する意識の向上を図るため、地域コミュニティ交通の実証実験を通じて、公共交通の利用促進に努めました。

今後の方向性

- ・引き続き地域コミュニティ交通導入等の方策を通じて、公共交通の利用促進について啓発していきます。

※モビリティ・マネジメントとは、一人一人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

③ 自転車利用の促進

自家用車から自転車への交通手段の転換を促進するため、自転車利用に関する環境の整備を推進します。

<主な取組>

○自転車の利用促進と環境整備

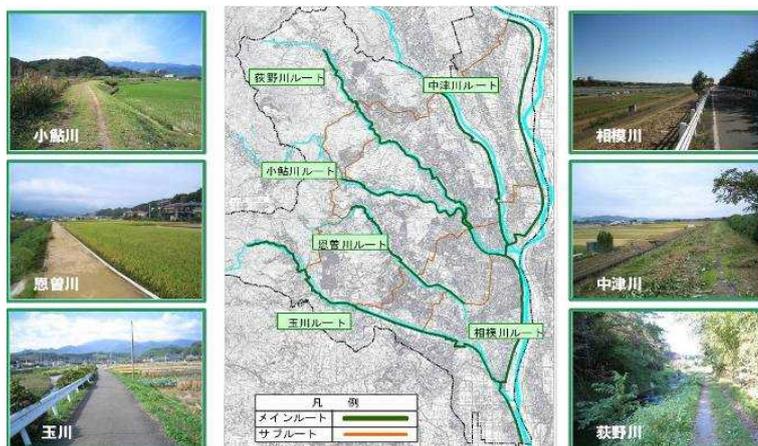
交通手段としての自転車利用を促進し、中心市街地への自動車流入の抑制や渋滞解消を図るために、健康・交流のみちを活用した自転車が通行出来る道路の整備などを進めています。

令和元年度の取組状況

- 健康・交流のみち整備事業は、平成30年度をもって完了しました。

今後の方向性

- 事業終了



健康・交流のみち 計画ルート

重点 ○サイクルアンドバスライドの推進（再掲）

最寄りのバス停留所まで自転車を利用し、バスに乗り換えて目的地に到達することが容易にできるよう、バス停留所に隣接して駐輪場を設置する「サイクルアンドバスライド」を推進します。

目標 令和2年度:サイクルアンドバスライド自転車駐車場利用率70%

令和元年度の取組状況

- サイクルアンドバスライド自転車駐車場の利用率は、43%です。

今後の方向性

- 主要な路線に係るサイクルアンドバスライド整備については完了したと考えます。今後は、利用状況等を観察し、整備等検討します。

○自転車等駐車場の整備

自転車放置禁止区域での駐輪場不足の解消に向けた自転車等駐車を整備するとともに、利用方法を検討します。

令和元年度の取組状況

- ・旭町 2 丁目の旧厚木労働基準監督署跡地に新たな自転車等駐車を整備しました。

今後の方向性

- ・本厚木駅南口再開発ビル地下 1 階に自転車駐車を整備します。



自転車専用駐輪場

○放置自転車対策

中心市街地の放置自転車禁止区域について、市民・事業者・行政が一体となって遵守するとともに、市民意識の向上のため広報・啓発に努めます。

令和元年度の取組状況

- ・各季運動や駅前キャンペーン等で放置自転車防止を呼び掛けました。
駅周辺 19 ポイントの 14 時時点の瞬間放置自転車台数 3 台。

今後の方向性

- ・引き続き、放置自転車防止に関する啓発活動を実施します。

④ 自動車利用時のCO₂排出量の低減

自動車利用に係るCO₂排出量を減らすための取組を推進します。

＜主な取組＞

○市内の円滑な道路体系づくり

市内の交通集中・渋滞を緩和し、CO₂排出量を低減するために、ボトルネック交差点など渋滞起点箇所の解消や高規格幹線道路等の整備に合わせた道路整備を推進します。

令和元年度の取組状況

- ・第8次厚木市道路整備三箇年計画に基づく交差点整備箇所の検討を行うとともに、市内における通行支障となっている交差点等の改良を随時行いました。
- 主な交差点等の改良工事 2 件

今後の方向性

- ・国道、県道、市道にとらわれることなく、市内の交通支障となっている交差点等の交通混雑の緩和や安全性の向上を図ります。

重点 ○電気自動車の普及促進

走行中のCO₂排出量がゼロである電気自動車（EV）の普及促進を図るために、引き続き、電気自動車に関する情報提供や電気自動車を購入した市民への奨励金の交付などの支援を行うとともに、電気自動車の乗車体験機会（電気自動車試乗のイベント等）を創出します。

また、市の公用車にも、積極的に電気自動車を導入し、その効果（CO₂削減効果等）を広く発信するとともに、市内企業へも電気自動車の導入を要請します。

目標 令和2年度：市内で電気自動車累計400台導入

令和元年度の取組状況

- ・COOL CHOICE の普及啓発の一環として、市内企業である日産自動車株式会社と連携して、電気自動車試乗体験会を実施したほか、環境フェアにおいて電気自動車の給電機能のデモンストレーションを行い、電気自動車のPRに努めました。

（電気自動車登録台数 661 台）

- ・令和元年度防災訓練の際に、玉川小学校を会場として実施された玉川地区の合同自主防災隊総合防災訓練において、電気自動車の放電機能を利用した災害時における電源確保・供給のデモンストレーションを実施し、電気自動車の普及促進に関する啓発を行いました。
- また、電気自動車の導入推進を図るため、電気自動車用充電器等を設置しようとする事業者等に



電気自動車と急速充電器
(市役所駐車場入口)

対して補助する制度の周知を行いました。

今後の方向性

- ・市民や市内企業に電気自動車の導入推進を図ります。

○電気自動車利用の環境整備

電気自動車の利用環境を整備するために、公共施設への急速充電器または普通充電器の設置と維持管理を推進するとともに、企業等の通勤者や来訪者へ向けた事業所内への充電器設置を推進します。

令和元年度の取組状況

- ・厚木中央公園地下駐車場に電気自動車充電器の維持管理を行いました。
- ・市内公共施設5か所に設置した急速充電器の維持管理を行いました。



中央公園地下駐車場の普通充電器

今後の方向性

- ・今後も継続して実施していきます。

○電気自動車によるカーシェアリングの検討

自家用自動車（従来のエンジン車）の保有や利用を減らし、環境性能の良い電気自動車の利用を促進するために、電気自動車によるカーシェアリングの導入可能性を検討します。

令和元年度の取組状況

- ・厚木中央公園地下駐車場にてカーシェアリングサービスを実施している指定管理者へ電気自動車の導入について要請を行いました。

今後の方向性

- ・今後も継続して実施していきます。



中央公園地下駐車場のカーシェアリング

○エコドライブ^{*}の促進

自動車利用時の運転方法の改善（エコドライブの実施）により燃費を向上させ、CO₂排出量を低減するために、市民や事業者に対する情報提供などを実施します。

また、市の公用車やごみ収集車への、アイドリングストップ装置の導入を推進します。

※エコドライブとはエンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策のこと。

令和元年度の取組状況

- COOL CHOICE の普及啓発の一環として、環境フェアにおいてエコドライブシミュレーターによるエコドライブ体験会を実施しました。
- また、COOL CHOICE 啓発動画において、車の余分な荷物を下して燃費を向上させることもエコドライブであることをPRしました。

今後の方向性

- 今後も、様々な手法によりエコドライブの啓発を行います。

4. 循環型社会の構築

① ごみの減量化・資源化の推進

循環型社会の構築及び地球温暖化防止への貢献に向けて、引き続き、家庭系及び事業系一般廃棄物の減量化や、適正な分別に基づく資源化を推進し、ごみの焼却量並びにCO₂排出量を低減します。市民の意識向上に向けて、「一般廃棄物処理基本計画」の目標達成のため、民間団体や小売店等との協力による3R運動なども推進します。

<主な取組>

重点 ○ごみ減量化・資源化の推進

持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量と資源化を推進する「もったいない運動」の実施により、資源とごみの適正排出及び食品ロスの削減に重点的に取り組めます。

目標 令和2年度:家庭ごみ1人当たり排出量30%の減量化(2002年度比)、家庭ごみにおける40%の資源化

令和元年度の取組状況

- 平成30年度実績
減量化率 27.4%
資源化率 33.8%
- 市庁舎では、紙使用量の削減を図るため、平成30年10月から庁議等において電子ペーパー端末を導入し、ペーパーレス会議を実施しています。

今後の方向性

- 引続きごみ減量・資源化を推進するため周知・啓発を実施します。
- 電子ペーパー端末については、利用状況や紙使用量の削減実績などを検証し、運用拡大について検討します。

○3R運動の推進

市民のごみ減量化や適正な分別、資源化に対する意識を高め、3R〔発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)]を推進するために、情報提供をはじめ、レジ袋削減に向けた取組(マイバッグキャンペーン、厚木市スリムストア制度など)、啓発事業や環境学習機会の提供などを実施します。



市民ふれあいマーケット

令和元年度の取組状況

- ・10月の3R推進月間に伴い本庁舎への懸垂幕及び歩道橋への横断幕掲出や、夏休みに小中学生を対象としたポスターコンクールを実施し、3Rの推進を図りました。
また、発生抑制(リデュース)の取組として3010運動の普及に努めました。

今後の方向性

- ・今後も推進していきます。

○事業系ごみ対策の推進

企業等の事業活動に伴うごみの適正排出を推進するため、事業者及び一般廃棄物処理業許可業者への指導・協力体制を整備するとともに、多量排出事業所への減量化・資源化指導を始め、分別の徹底、厚木市環境センターへの資源物の持込み制限、ごみ集積所への不適正な排出の禁止等の適正排出のルールを定めた条例を適正に運用し、ごみ減量・分別排出の啓発を行います。

令和元年度の取組状況

- ・事業者に対する啓発指導やごみ集積所への不適正排出指導、環境センター搬入ごみの内容物検査などを実施し、多量排出事業者に対し廃棄物減量計画書の提出により減量化・資源化を促しました。



ごみの内容物調査

今後の方向性

- ・引き続きごみの適正処理を推進するため、市内事業者に対して啓発及び指導を行います。

○ごみの減量化・資源化の公表

ごみ減量化・資源化の効果を点検・評価し、結果を公表します。

令和元年度の取組状況

- ・毎月2回、ミックスペーパーの回収を実施し、令和元年度においては70,190kgのミックスペーパーをリサイクルしました。ミックスペーパーの再利用率は100%でした。

今後の方向性

- ・市役所職員による紙ごみ減量化推進の周知徹底を図ります。

② バイオマスの活用

廃食用油のバイオ燃料への活用をさらに充実させることにより、ごみの減量化・資源化だけでなく、ガソリンなどの化石燃料からカーボンニュートラル※な燃料への転換も同時に推進します。

※カーボンニュートラルとは、ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることで、例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないといった考えのこと。

<主な取組>

○バイオマスプラスチックの普及促進

バイオマスプラスチックの認知度向上を図り、普及促進のための周知を図ります。

令和元年度の取組状況

- ・市ホームページにおけるバイオマスプラスチックの紹介記事により周知を図りました。

今後の方向性

- ・地球温暖化対策だけでなく、プラスチックごみ問題の解決策になり得るかについても情報収集に努めます。

○廃食用油回収の拡大

家庭から回収した廃食用油は、家畜飼料やBDF（バイオディーゼル燃料）などにリサイクルしています。そのため、廃食用油のリサイクルについて周知を進め、資源としての回収の推進を図ります。

令和元年度の取組状況

- ・廃食用油の適正排出、資源化について、ホームページ、ガイドブックの改訂等により周知啓発しました。なお、BDFの活用については、費用等の面を考慮し、中止しました。

今後の方向性

- ・今後も、廃食用油の資源化について周知します。

平成26年10月第2回(16分)



あつぎ元気Wave

○せん定枝等の活用

家庭から排出されるせん定枝等の戸別回収を推進し、堆肥として有効利用を図ります。

令和元年度の取組状況

- 戸別収集のほか、市内 6 地区でモデル事業として、せん定枝のステーション回収を行うとともに、環境センターにてせん定枝のコンテナ回収を実施しました。また、市民から回収したせん定枝を堆肥化したものを環境センターで配布しました。

せん定枝処理量 2,580,970kg

今後の方向性

- 今後も、せん定枝の資源化に努めます。



せん定枝の収集風景

5. 森林等の保全・創出

① 森林の保全・活用

CO₂吸収源としての森林を保全・活用するために、持続的な森林経営の実現に向けて、林業事業者や関係機関、民間団体等と協力し、厚木産木材利用の促進や森林の適正管理、人材確保、緑地保全制度の活用などを進めます。

<主な取組>

○厚木産木材の活用促進

森林が有するCO₂吸収機能の向上や吸収したCO₂の固定に加え、市内林業の再生に向けた仕組みづくりという観点から、林業事業者と木材供給業者等との連携による厚木産材の活用を図ります。

令和元年度の取組状況

- ・元気な森づくり推進協議会にて厚木産木材の利用推進についての意見交換を行いました。

今後の方向性

- ・森林環境譲与税を活用した厚木産木材の活用促進を検討します。

○公共施設への厚木産木材活用の推進

木材需要を喚起するため、市の公共施設整備における厚木産木材の活用を推進します。

令和元年度の取組状況

- ・元気な森づくり推進協議会にて公共施設への厚木市産木材の活用についての意見交換を行いました。

今後の方向性

- ・森林環境譲与税を活用した厚木産木材の活用促進を検討します。

○間伐材等の活用検討

間伐材や製材端材などの有効利用について、供給側の林業事業者や製材業者、需要側の小・中学校などの公共施設が協力し、安定的に需給できる仕組みづくりを検討します。

令和元年度の取組状況

- ・間伐材等搬出促進事業補助金について 677.265 m³ 756万6千円を補助し、高性能林業機械レンタル事業補助金は4台分で61万6千円の補助実績がありました。

今後の方向性

- ・森林環境譲与税を活用した厚木産木材の活用促進を検討します。

重点 ○森林の維持管理の推進

森林を保全・再生し、CO₂吸収等の公益的な機能を確保するために、「森林整備計画」及び「元気な森づくり整備計画」に基づく維持管理を推進し、持続可能な森林経営の実現を目指します。

また、森林の多面的な機能について市民への周知を図るとともに、森林づくりの体験教室の実施や森林保全活動ボランティア団体の発掘、育成を推進します。

目標 令和2年度：1,169haの森林を対象に整備を進めます。

※改定後の元気な森づくり整備計画では、897.27haを対象として整備を進めています。

令和元年度の取組状況

- ・厚木市森林整備計画及び元気な森づくり整備計画等に基づき、5.82haの森林の維持管理を実施しました。
- また、森林づくり体験教室を2月8日に実施しました。

今後の方向性

- ・2,020年度までに897.27haの森林を対象に整備を進めます。



森林づくり体験教室

○森林整備・管理の人材確保

CO₂吸収源としての森林の適切な管理を行うための人材を確保するために、市民や事業者に働きかけ、森林管理作業内容（難易度）に応じた人材の確保を行います。

また、引き続き、林業就労への誘導や、林業就労希望者の森林組合への斡旋、研修・体験機会の提供等を推進します。

令和元年度の取組状況

- ・森林づくりボランティア協会への交付金を通じ、森林整備・管理の人材確保に努めました。

今後の方向性

- ・森林環境譲与税を活用する等、新たな担い手の確保を検討する。

○J-クレジットの活用

J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。この制度を活用し、厚木市の取組でクレジット化できるものについて検討を進めます。

令和元年度の取組状況

- ・他市で実施している事例などの研究を進めました。

今後の方向性

- ・吸収源対策によるクレジット化について検討を進めます。

② 緑地保全と緑化の推進

市街地においても、街路樹や公園の整備、多自然川づくり※、さらに民有地における緑化を推進することにより、みどりを創出するとともに、緑地保全制度を活用しながら既存の緑地の保全を図ります。

※多自然川づくりとは、治水上の安全性を確保しつつも、水辺や瀬、淵など多様な河川環境を保全・創出したり改変する場合も、最低限にとどめ、良好な自然環境の復元が可能な川づくりを行うこと。

<主な取組>

○緑地の保全

CO₂吸収・固定源としての樹木・緑地の増加やヒートアイランド現象の緩和、良好な景観・生活環境の形成等に寄与する街中のまとまった緑地を確保するために、斜面緑地や特別緑地保全地区を始めとする既存の緑地保全制度の活用などを行います。

令和元年度の取組状況

- ・ 広報・ホームページにて保護地区等の指定申請者を募集し、緑化の保全事業を実施しました。今年度、応募は2件あり、2件とも保護地区として指定しました。なお、現在の保護地区指定数は450件です。

今後の方向性

- ・ 広報・ホームページにて保護地区等の指定申請者を募集し、指定箇所を増加を図ります。

○敷地内緑化等の推進

民有地の敷地内緑化やビオトープづくり等の促進に向けて、工法の紹介等を実施するとともに、公共施設の敷地内緑化を推進します。

令和元年度の取組状況

- ・ 広報・ホームページにて保護地区等の指定申請者を募集し、緑化の保全事業を実施しました。今年度、応募は2件あり、2件とも保護地区として指定しました。なお、現在の保護地区指定数は450件です。

今後の方向性

- ・ 広報・ホームページにて保護地区等の指定申請者を募集し、指定箇所を増加を図ります。

○良好な水辺環境の保全と創出

CO₂吸収・固定源としてのみどりの増加や、コンクリート面を減少させることによるヒートアイランド現象の緩和のために、既存施設の自然度向上として河川沿いの緑化や、護岸・河床の多自然化に向けた再整備等を推進します。また、市街地でのヒートアイランド現象の緩和のために、湧水地の保全、オープンスペースの親水施設等の整備により市民にとって身近でオープンな水辺拠点を創出します。

令和元年度の取組状況

- ・自然浄化や水循環の機能等を高める直接浄化対策として礫材を使用した河床整備工事を実施しました。

今後の方向性

- ・自然浄化や水循環の機能等を高める直接浄化対策として礫材を使用した河床整備工事を実施します。

重点 ○緑化意識の高揚

花やみどりに親しむ気持ちを育むために、緑のまつりなどのイベントを開催するとともに、市民・団体等によるイベントを可能な限り支援します。

目標 みどりに親しむイベント等を年1回以上開催

令和元年度の取組状況

- ・厚木市緑のまつりを令和元年5月11日・12日の2日間に厚木中央公園で開催し、花と緑のステージ、花きや植木の即売、緑の相談コーナー、緑に親しもう教室、さつき展示会などを実施し、来場者に花や緑がもたらす多くの潤いと安らぎを体感・認識していただく機会を提供しました。

今後の方向性

- ・緑のまつりを開催し、厚木市を花と緑あふれる住みよいまちとして発展させるとともに、来場者に花や緑がもたらす多くの潤いと安らぎを体感・認識していただく機会を提供します。



緑のまつり

③ 農地の保全

遊休農地を解消するとともに、地域や農業従事者、関係団体等と連携し、優良農地の保全及び持続的な活用を図ります。

<主な取組>

○遊休農地の解消

緑地としての保水性や良好な景観、生物多様性の保全など多面的機能を有する農地について、新たな担い手の育成や遊休農地の解消を図りながら、持続的な活用を促進します。

令和元年度の取組状況

- ・緑地としての「保水性・良好な景観、生物多様性の保全など多面的機能を有する農地について担い手については支援団体(農業青年及び中核的指導者)に活動費を助成しました。また、耕作放棄等のデータを活用し、農業委員会、農協と連携し利用集積を推進しました。

今後の方向性

- ・都市農業支援センターと密に調整し、さらに緑地としての保水性や良好な景観、生物多様性の保全など多面的機能を有する農地について、新たな担い手の育成や遊休農地の解消を図りながら、持続的な活用を促進します。

○市民農園の拡充

農地の有効利用を推進するとともに、市民に憩いと安らぎの場を提供する市民農園を拡充します。

令和元年度の取組状況

- ・市民農園の空き区画を減らし多くの方に農園を利用してもらった。区画利用率 100%となりました。

今後の方向性

- ・さらなる農地の有効利用を推進するとともに、市民に憩いと安らぎの場を提供する市民農園を拡充します。

○市内農業の活性化

食の安全の確保や農産物の輸送にかかるCO₂排出量の削減につながる地産地消を推進するとともに、市内農業の活性化を図るために、引き続き、厚木市民朝市や夕焼け市の開催、市民農園の拡充などを行うとともに、地場産農作物の小・中学校給食などへの活用を推進します。

令和元年度の実績状況

- ・小・中学校給食での地場産農作物の取り入れは、小・中学校で月3回を目標に実施しました。
- ・市内公立保育所において地場産農作物を取り入れた給食を提供しております。
(R1実績：米（キヌヒカリ）)

今後の方向性

- ・給食における地場産農作物の取り入れを継続して実施します。



夕焼け市



パクパクあつぎ産デー

6. 情報提供と環境教育の充実

① 情報提供の推進

地球温暖化について関心を持ち、理解を深め、行動や活動に向けた意識の向上を図るため、情報提供の推進に努めます。

<主な取組>

○「見える化」の促進

再生可能エネルギーによる発電量やエネルギー消費状況、CO₂排出量の目安などを可視化することによって、関心を高め、日常生活や事業活動での行動につなげるために、省エネナビの貸出や公共施設における再生可能エネルギー発電量等のパネル表示、カーボンフットプリントやフードマイレージに関する情報提供などを推進します。

令和元年度の取組状況

- COOL CHOICE の普及啓発の一環として公開した啓発動画において、家電買換え、エコドライブ、再配達防止により削減できるCO₂の量を示し、分かりやすく省エネ効果を示しました。

今後の方向性

- 今後も、可能な限り、省エネ行動のCO₂削減効果を数値で示すよう努めます。



省エネナビ

○地球温暖化防止の取組等の発信

広報やパンフレット、ホームページ、業界機関誌などの様々な媒体を活用し、家庭や事業所、地域における地球温暖化防止に向けた取組やその効果を広く紹介します。

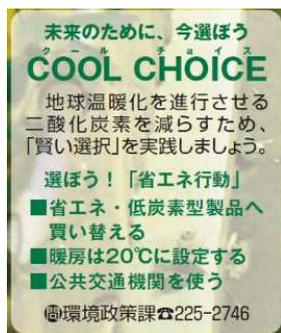
また、この計画の目的達成状況については、定期的に広報を行います。

令和元年度の取組状況

- COOL CHOICE 普及啓発として行った事業を随時市ホームページで紹介したほか、動画の公開などは QR コードによるリンクを表示し、タウンニュースに記事を掲載し、情報発信を行いました。
- また、あつぎエコマガ（メールマガジン）を活用し、タイムリーな情報の提供に努めました。

今後の方向性

- 実施した事業を多くの方に知っていただけるよう情報発信を強化します。



広報の COOL CHOICE 記事



イベントでの周知活動

適 応 策

○自然災害の被害想定への周知

大規模な自然災害の発生が懸念されることから、対策整備のハード対策に取り組むとともに、被害想定区域図の作成及びその情報提供等のソフト対策に取り組めます。

令和元年度の取組状況

- 厚木市地震被害想定調査結果や、洪水浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップなどの災害種別ごとのデータを活用し、それぞれのリスクや課題、対応策について、市内 15 地区ごとに市民との協働で地区別防災マップを作成しました。

今後の方向性

- 地区別防災マップについて、地元自治会を始め、各種団体等との意見内容を反映させ、更なる充実を図ります。

適応策

○熱中症への注意喚起

気温35℃以上が想定される場合※₁に防災無線による放送やメーリングリスト（SOSネット）による配信などの注意喚起を行います。

また、市ホームページ及び広報での情報提供、公共施設での予防啓発ポスターの掲出及びリーフレット等の啓発物品の配架、本厚木駅前大型ビジョン（あつぎビジョン）※₂での注意喚起の映像の放映など、熱中症予防の啓発を行います。

令和元年度の取組状況

- ・環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数を基に、防災行政無線による放送などの注意喚起をしました。
- ・防災行政無線での放送 計30回
- ・市ホームページへ掲載（4/19～、7/28更新）
- ・広報あつぎへ掲載（7/1号）
- ・庁内へ啓発依頼（全員通知、庁内放送、関係課へ協力依頼）
- ・啓発物品の布置、配付（リーフレット、ポスター、うちわ）
- ・本厚木駅連絡所前デジタルサイネージ（電子看板）へ掲出

今後の方向性

- ・引き続き、周知・啓発に努めます。

※₁ 現在は、環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数を基にしています。

※₂ 本厚木駅前大型ビジョン（あつぎビジョン）は、平成30年度に撤去されたため、現在は、駅前に設置しているデジタルサイネージ（電子看板）で放映しています。

② 体験・学習機会の創出

市民、事業者、民間団体等、学校、市など、様々な主体が関わり、みんなで地球温暖化を防止するために、地球温暖化に関する理解を深め、取組への意識を高めるための体験機会の創出に努めるとともに、環境学習・環境教育などを進めます。

<主な取組>

重点 ○環境学習講座の実施

市民を対象とした地球温暖化防止対策の啓発・普及活動として、公民館等で行う生涯学習と連携を図りながら学習プログラムを整備するとともに、各種環境学習講座を展開します。

また、環境配慮行動が気軽に体験できるように、打ち水体験などのイベントを開催するとともに、市民・団体等による開催イベントも可能な限り支援します。

目標 環境学習講座を年1回以上開催

令和元年度の取組状況

- ・環境学習講座を2件実施し、地球温暖化の現状や市の取組などを紹介し、受講者に理解を深めてもらうことができました。
(温暖化防止(神奈川工科大学、厚木ユネスコ協会))

今後の方向性

- ・厚木市生涯学習出前講座をもっと活用いただけるように効果的なPRを検討します。

○エネルギー教育の充実

公共施設に導入される太陽光発電システム等の再生可能エネルギーや高効率機器等省エネルギー設備を通じて、次世代を担う小・中学生に、地球温暖化問題や再生可能エネルギー導入・省エネルギーの必要性などを、より身近な問題と認識できるよう、環境・エネルギー教育の機会を創出します。

令和元年度の取組状況

- ・小中学校に設置した太陽光パネルについては、必ずモニターを設置し、発電量の確認ができるようになっています。
中学校から、これを日々ノートに記録し、研究を行っている生徒がいるとの報告を受けています。
- ・手作り実験装置の展示や植物の栽培を実施しました。

今後の方向性

- ・出前講座の機会増大を検討します。
- ・今後も、様々な環境・エネルギー教育の機会を提供します。

○多様な環境教育の推進

地域の自然環境を活用し、里山・棚田などの生活文化や自然とのふれあいなどを体験する学習メニューや、市内小学校の児童を対象とした河川環境学習の実施、市内企業や大学の施設を利用した学習メニューを設けるなど、多様な環境教育の機会を創出します。

令和元年度の取組状況

- ・水辺ふれあい事業

7月4日（木） 雨天中止

（対象：南毛利小学校5年生 163人）

7月11日（木）

恩曾川の高坪橋親水広場にて、毛利台小学校5年生

97人を対象に環境学習を実施

10月2日（水）

善明川の長坂山ノ根水辺の広場にて、依知小学校5年生 58人を対象に環境学習を実施

- ・秋季ネイチャーゲーム教室を実施

日時 令和元年10月26日開催

会場 ぼうさいの丘公園

参加者 7人



水辺ふれあい事業

今後の方向性

- ・今後も継続して水辺ふれあい事業を実施します。
- ・参加しやすい季節を選定して開催することで、参加者の増加を図り、体験・学習機会を充実します。

重点 ○グリーンフラッグの取得の推進

小中学校や保育所における環境教育の一環として、エコスクールプログラムへの参加によるグリーンフラッグ認証の取得を推進します。

目標 令和2年度：エコスクールの取組校8校

令和元年度の取組状況

- ・取組校は6校です。

小中学校における教員負担の増大など、エコスクールを継続するための課題を把握しました。

今後の方向性

- ・保育所でのエコスクールプログラム導入を推進します。



グリーンフラッグ取得
相川小学校

○こども環境管理士*の取組内容の周知

子どもたちが身近に自然と触れ合えるよう、自然との触れ合いを通じた体験の場づくりを行う「こども環境管理士」の活動や取組について広くPRします。

※こども環境管理士とは、保育者のための資格で、保育や幼児教育の中に自然を取り込み、子どもたちが日常的に自然と触れ合える環境をつくることを実践する者のこと。

令和元年度の取組状況

- こども環境管理士の活動や資格取得方法などを職員会議等で周知を行いました。

今後の方向性

- 引続き、こども環境管理士の取組についてPRすることで、児童の自然を大切にする心を育む場の創出に努めます。

③ 連携・交流機会の創出

市民、事業者、民間団体等、学校、市など、様々な主体が関わり、みんなで地球温暖化を防止するために、交流機会の創出に努めます。

<主な取組>

重点 ○連携・交流機会の創出

地球温暖化防止に向けた行動・活動を活発化し、様々な情報を交換することによりレベルアップを図るために、幼児と保護者を対象としたエコ活動のサークルづくりや、大規模事業所の取組や先進事例等を中小企業へ紹介するための意見交換会及び勉強会、多様な事業者が集まって開催するイベント（あつぎ環境フェア）など、様々な主体の連携・交流機会を創出します。

目標 意見交換会や勉強会を年1回以上

令和元年度の取組状況

- ・環境フェアを実施し、地球温暖化防止活動を行っている団体の活動発表の場を提供したほか、団体間の交流の場を提供することができました。

今後の方向性

- ・隔年実施の環境フェアを中心に、団体間の交流の機会拡大を検討します。



環境フェアチラシ

○低炭素化社会に向けた産学公連携の推進

地球温暖化対策を地域全体で効果的に推進するために、産・学・公がそれぞれの特徴を活かした方策で、連携し事業を推進します。

また、県及び県内市町村との情報交換を積極的に行い、連携を深めます。

令和元年度の取組状況

- ・市内中小企業又は共同事業体と県内及び都内の大学が共同で行う研究事業に対して補助する制度の周知を行いました。

今後の方向性

- ・今後も継続して実施していきます。

重点 ○事業者等による出張環境授業の充実

市内事業者、NPOや任意団体が事業活動や環境配慮の取組を活かし、小・中学校や公民館などで環境教育を実施する「出張環境授業」を促進するために、小・中学校のニーズと事業者等が提供可能なプログラムとのマッチングやコーディネートを行います。

目標 令和2年度:わくわくエコスクールを小学校全校で実施

令和元年度の取組状況

- ・市内事業者によるわくわくエコスクールを小学校全校で実施し、エコカーや地球温暖化に関する理解を深めることができました。

今後の方向性

- ・今後も実施します。



グリーンモビリティ・プロジェクト
協定の締結

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
年次報告書（令和元年度版）

令和3年3月

発行 厚木市

編集 厚木市環境農政部環境政策課

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

電話 (046)225-2749

ファクス (046)223-1668
